

燃やすな放射能汚染木  
**田村バイオマス控訴審の不当判決と  
放射能ごみ焼却を考える**  
オンライン・カフェ

**2023年3月30日(木)**

**19:30~21:30**

●ZOOMを用いたオンライン・カフェ。15分前くらいから開場。

●参加費無料

●参加希望の方は、下記から、

<https://onl.sc/WbDAiZR> 申し込み下さい。または右のQRコードからでも可能です。

3月29日までに申し込みをお願いします。



●報告：19:30~20:50

- ① 福島 of 山林汚染とバイオマス発電による放射能のばらまき (放射能ごみ焼却を考えるふくしま連絡会：和田央子)
- ② 訴訟に至った経過と住民の思い (原告代表：久住秀司)
- ③ 控訴審判決内容と批判 (ちくりん舎：青木一政)
- ④ 訴訟の意義と成果。産廃焼却炉の隠れ蓑としての「バイオマス発電」の問題点 (弁護士：坂本博之)

●休憩：20:50~21:00

●質疑と意見交換：21:00~21:30

主催：ちくりん舎

協力：田村バイオマス訴訟支援の会・放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会

連絡先：090-7245-7761 (支援の会：青木) [lab.chikurin@gmail.com](mailto:lab.chikurin@gmail.com)

※判決までに至る経緯は裏面をご覧ください。

## ● 原告の主張は何ですか？

本田仁一田村市長(当時)が「住民の放射能不安が強いので、バグフィルタの後段に高性能フィルタを設置し更に安全性を高める」と議会で説明し、議会に補助金支出を認めさせました。しかしこの「高性能」(HEPA(ヘパ))フィルタが、実は住民と議会をダマして受け入れさせるための偽物であり、「補助金の支出は詐欺または過誤によるものであるから、田村市長はその補助金支出を取り消し、田村BEに返還請求をせよ」というものです。

## ● 裁判ではどんな論争がされたのですか？

第1審の福島地裁では、田村BEはHEPAフィルタの技術的内容を一切説明せず、「安心」のため設置したもので「集塵率を数値化しているものではない」などと言い逃れ、言葉のすり替え、論点そらしに終始しました。そもそも本田仁一市長は「安全性を高める」と説明しており、「安心のため」などとは説明していません。「安心」とは主観的な言葉ですから、人により感じ方が異なります。極論すれば、「御札」でも「安心」ということになります。

## ● 「集塵率を数値化しない」のではHEPAフィルタが筒抜けでも「問題ない」ことになりますね？

放射能ごみ焼却炉用のHEPAフィルタはJIS Z 4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」というJIS規格が定められています。この中では現場に設置された状態で集塵率を測定することが規定されています。しかし、被告田村市側は「JIS Z 8122に基づく」と主張しました。この8122はクリーンルーム用の基準です。本文を読むと冒頭にクリーンルーム用であり(つまり排ガス用の煙突は適用外)、おまけに「放射能の問題は含まない」とまで書いてあります。つまり田村BEは排ガス(煙突)用でもなければ、放射能対策用でもないHEPAフィルタを付けたと自ら宣言したことになります。オウンゴールのような答弁です。

## ● 地裁判決ではどうなりましたか？

福島地裁(小川理佳裁判長)はこうした論争の経過を全く無視し、双方の主張の都合の良いところをつまみ食いしたような行政擁護の不当判決を下しました。原告住民全員が控訴を決定、裁判は仙台の高等裁判所に移りました。

## ● 仙台高裁での論争はどうなりましたか？

仙台高裁の1回目口頭弁論期日で、石栗正子裁判長は被告に対して、①HEPAフィルタの内容がはっきりしない。具体的資料を出すこと、②昨年「定期点検」においてバキュームカーで掃除、交換したというのがその具体的説明、③燃料チップを1分で測定できるという具体的説明、の3点を要求したのです。これは原告が控訴理由書で求めたものそのものです。

被告側はこれに対して、ようやく、外形図や写真、作業手順書など、それらしき資料を提出しました。しかし、これがまたツツコミどころ満載、従来の被告主張とも矛盾するようなものでした。第2回期日において原告側はこれらの矛盾点を指摘、本田仁一市長が言う「国内最高レベルの安全性」という田村BEの「HEPAフィルタ」が本来の機能を発揮しえない偽物(ガランドウの可能性もある)であることを論証しました。

## ● 高裁の結審はどのような状況ですか？

原告側は上記の主張説明の証人尋問と現地検証を求めましたが、昨年11月18日の第3回期日で、裁判長は突然「これで十分判決文は書ける」としていずれも却下して結審してしまいました。第2回期日で出て来た資料への原告側の批判に対して、被告側は「全て否認する」というだけで、根拠の説明は一切ありません。

石栗正子裁判長が「十分判決文は書ける」とはどういう意味でしょうか。判決が注目されます。

